

2024年第1回定例会 質問趣意書と答弁 2024年2月22日提出

日本共産党神奈川県議会議員
井坂 新哉（横須賀市選出）



(※) 一問一答形式に編集／文責：日本共産党神奈川県議会議員団
(注) アンダーラインは質問の中心部分

〔1〕災害対策について

災害対策について伺います。

元日に発生した能登半島地震では多くの家屋が倒壊したことや主要道路が寸断されたことで町が孤立し、救助と復旧が遅れる原因となるなど、半島特有の課題も大きな特徴として挙げられます。1日でも早い被災地の復旧と復興を進めることと同時に、今回の地震を教訓に、この神奈川での地震対策の強化を進めることが求められます。

1) 能登半島地震における公営住宅等の一時提供について

まず、能登半島地震における公営住宅等の一時提供についてです。能登半島の地震を受け、県は県営住宅の提供など、被災地以外の避難について受け入れをしています。県営住宅の20戸を含め、政令市以外の県内市町と住宅供給公社で合計81戸の住宅を用意しました。2月16日現在で、3世帯6人が避難をしているとのことでした。

このような対応は重要なことですが、実際に避難をする上で、被災地から神奈川までの交通費の支援や、避難した場所で生活するための生活必需品の貸与や支給なども重要で、大阪府などが実施しています。

本県としても、今回の能登半島からの避難に際し、公営住宅などの一時提供とともに、避難のための交通費の支給や生活必需品の貸与や支給などをすべきと思いますが、知事の見解を伺います。

また、今後このような状況が発生した場合には即座に支援ができる体制と制度を持つておくことが必要と考えますが、知事の見解を伺います。

〔答弁〕能登半島地震避難者への支援と支援体制の整備について

生活必需品の支給や貸与については、能登半島からの避難者に対し、石川県知事の応援要請を受け、災害救助法に基づき支援を実施しています。

被災者の避難のための交通費については、災害救助法では、重篤な患者を被災地から病院等へ輸送する場合といった、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られているため、本県では支給していません。

また、災害時に、県の広域調整の下、連携して迅速に救助を行えるよう、毎年、国、政令指定都市、物資輸送事業者等の協定事業者を構成員とする「災害救助に係る連絡会議」を実施しているほか、被災者の住居として利用可能な賃貸型応急住宅などを迅速にあっせんできるよう、体制の整備について県地域防災計画に規定するとともに、市町村及び関係機関と連携した賃貸型応急住宅の供給に関する訓練を実施しています。

2) 後方支援について

次に、能登半島地震の状況から、県の防災対策を強化する点で後方支援について伺います。

私たちは昨年11月に、岩手県遠野市の災害対策における後方支援の取り組みを視察しました。遠野市は東日本大震災の際、津波で大きな被害を受けた岩手県沿岸部の市町村の支援拠点として、大きな役割を果たしました。医療品、毛布、給水、食糧などの支援物資の収集・仕分け・搬送や、ボランティアの活動拠点、仮設住宅を建設し、被災者の受け入れなどを行ったとのことでした。

遠野市は岩手県の内陸と沿岸の中間地点に位置し、内陸と沿岸に通じる交通の結節点となっており、防災ヘリコプターで約15分、車でも約1時間で沿岸部に行けるという地理的条件とともに、これまでも岩手県沿岸部が津波の被害を受けた際に、物資の輸送などの支援を行ってきた歴史的条件がありました。

2007年11月に前市長が沿岸部の9市町村と推進協議会を設立し、「後方支援拠点施設整備」の必要性を国に提案するとともに、2008年には大災害を想定し、9市町村や自衛隊などの関係団体も含めた防災訓練を実施しており、このような取り組みが東日本大震災の際に大きな役割を果たす要因となりました。

一方、本県の地域防災計画には、広域防災活動拠点として地域県政総合センター圏域ごとに物資倉庫や貯水槽、臨時ヘリポート、備蓄拠点などを定め、資機材などを備蓄しています。

これまでも県職員による参集訓練などを行っていますが、市町村や関連団体は参加したことがないとのことです。しかし、広域防災活動拠点がどのような役割を果たし、実際に機能するのか、また、備蓄の資機材などの充足を確認するためには、関係市町村とも連携した実動訓練を行うことが大切です。県として後方支援のための実動訓練を行う必要があると思えますが、知事の見解を伺います。

【答弁】後方支援のための実動訓練について

応援部隊の宿営、燃料補給等の後方支援の拠点となる県の広域防災活動拠点における訓練については、同拠点を所管する現地災害対策本部を設置する各地域県政総合センターが実施しています。

具体的には、職員の参集から拠点設置の初動対応に関する訓練や現地災害対策本部との通信訓練、ヘリコプターの臨時離着陸場の設置・運営訓練や救援物資の受入調整訓練などを実施しています。

このほか、県の広域物資輸送拠点から市町村の地域内輸送拠点への物資搬送訓練では、市町村や民間事業者の協力のもと、実動訓練を実施しています。

また、能登半島地震の教訓は、半島で起きたことによる孤立化にあります。神奈川県でも三浦半島や真鶴半島などで同様のことが起きると想定されることから、交通網が遮断された際の対応や備蓄品の充足など、後方支援のあり方についても再検討する必要があると思えますが、知事の見解を伺います。

【答弁】後方支援のあり方について

県は、大規模地震等の災害による孤立地域の後方支援のため、県西部地域や自衛隊の駐屯地に防災倉庫を設置し、資機材を整備しています。

今回の能登半島地震を踏まえ、衛星通信システムの導入、非常用電源の確保、シャワーやトイレといった後方支援のための県の備蓄強化と、災害により孤立する可能性のある地域に対する市町村の取組を支援するための予算を、令和6年度当初予算案に計上しました。

今後、地震被害想定の見直しの中で、地域が孤立し交通やライフラインが途絶える厳しい環境下で、被災者がどのような困難に直面しどのような後方支援が必要になるのか、県民目線からの検討を深め、強化が必要な対策については新たな地震防災戦略に位置付け、大規模地震の発生に備えてまいります。

3) 福祉避難所の設置など要配慮者への対応について

次に、福祉避難所の設置など要配慮者への対応について伺います。

能登半島の震災では、要配慮者への対応についても課題が明らかになりました。報道では、福祉避難所の運営について、福祉避難所となっている高齢者や障がい者施設の職員も被災しているため十分な職員の確保ができず、他地域から施設の職員を派遣してもらったことなど

が紹介されてきました。

福祉避難所の設置・運営については市町村の地域防災計画で位置付けられ、避難所マニュアルなども策定されており、県内には 1,363 か所設置されています。しかし、実際に福祉避難所に避難ができるのか、避難所の運営はどうするかなどの訓練を行ったのは、2022 年度でわずか 7 自治体となっています。

まずは福祉避難所の設置や運営、福祉避難所までの避難訓練などを全市町村で行うことが必要であり、県として訓練の働きかけと支援を行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

【答弁】福祉避難所に係わる市町村への訓練の働きかけと支援について

市町村では、福祉避難所に関する訓練のノウハウがない、訓練実施に向け、福祉避難所となる施設との調整が難しいなどの理由から、福祉避難所の開設等の訓練を実施している市町村は少ない状況にあります。

そのため、県では先行して福祉避難所開設等のマニュアル作成や訓練を実施している市町村の事例を全市町村と共有し、訓練の実施を働きかけるとともに、福祉避難所の円滑な運営に向けた新たな指針作りにも取り組むなど、市町村を支援していきます。

4) 要配慮者の個別避難計画の把握と市町村への支援、他自治体等との連携について

また、福祉避難所への避難には要配慮者の個別避難計画を策定することが重要です。高齢者や障がい者など地域で暮らす方の情報を把握するとともに、それぞれの方がどの福祉避難所に避難するかなどを決めておく必要があります。

しかし、個別避難計画の策定については、2023 年 10 月時点で県内 33 市町村のうち 24 自治体で一部策定が進んでいるものの、9 自治体で策定が行われていません。

県として個別避難計画の進捗状況を把握するとともに、市町村への支援を強める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

【答弁】個別避難計画の策定状況把握と市町村への支援について

県では毎年県内市町村に対して調査を実施し、個別避難計画の作成状況を把握しています。

市町村で計画作成が進まない理由として、計画作成手順等のノウハウ不足や、避難時に支援者となり得る地域住民の方々に計画の必要性が十分伝わっていないといった課題があります。

そのため、県では今年度国の個別避難計画作成に係るモデル事業を活用し、計画の作成や地域住民への説明、避難訓練、計画の見直しまでを示した手順書を作成中であり、今後この手順書をすべての市町村と共有し、計画作成が進むよう市町村を支援していきます。

さらに、福祉避難所の多くは民間の施設や事業所に設置することとなっています。福祉避難所を設置したとしても、施設や事業所で働いている方が被災していることも想定されます。そのようなことも考慮し、福祉避難所の運営に対して他の地域の施設や事業所の職員を応援派遣してもらうことや高齢者などを他の地域の施設で受け入れてもらうなど、他の自治体や施設、事業所などと連携することが大切であり、事前に協定を結ぶなどの対応が必要です。今後、県が中心となって連携を進めることについてどのようにお考えか、知事の見解を伺います。

【答弁】福祉避難所に係わる他自治体等との連携について

能登半島地震では福祉避難所の多くが、建物が被災して使用できなかつたり支援者を確保できないといった理由により、想定どおり開設できない状況がありました。また、災害発生直後に開設に向けて調整を行うべき行政も十分機能することができなかつたと承知しています。

こうした能登半島地震における初動対応の課題を踏まえ、他の自治体、関係団体などと連携し、広域的な応援を受ける仕組みをしっかりと検討していきます。

〔2〕重要土地等調査法に基づく県内の区域指定と影響について

次に、重要土地等調査法に基づく県内の区域指定とその影響について伺います。

2021年6月、国会において重要土地等調査法が成立しました。私たちは、プライバシー権や財産権などを脅かし、監視社会につながる法律であることから反対をしました。昨年末に区域指定に関する第4次の発表があり、神奈川県内でも米軍基地や自衛隊施設の周辺地域などの12自治体で指定候補が示されました。今年1月には、国から指定候補となった自治体に、区域内の地理的情報や開発計画・開発行為に関する情報等が求められましたが、県では、把握情報がなかったため、「意見はない」と回答したとのことです。

しかし、国は、私権の制限につながるにもかかわらず、地域の方への説明も説明会も行わないとしており、あまりにも地域住民に対して不十分で不誠実、強権的な対応をしています。

まずは、対象となる地域住民への説明と意見聴取を行うなど丁寧な対応を行うとともに、地域住民から出された意見に対して真摯に対応するように県として求める必要があると思っておりますが、知事の見解を伺います。

〔答弁〕地域住民への対応について

まず、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地等調査法）に関する地域住民への対応については、本法は国の安全保障上の観点から制定されたものであるため、地域住民への対応を含め、制度の運用等については国が判断し適切に対処すべきものと考えています。

なお、国は法の制度や手続き等に関するホームページを開設するなど広報を行っているほか、地域住民等からの問合せに対するコールセンターも設置しています。

また、この法律は、注視区域・特別注視区域に指定された地域では「機能阻害行為」があるかどうか、土地の利用状況を調査するもので、特別注視区域では土地売買に事前の届出を義務づけ、違反した場合は刑事罰が科せられるなどによって県民のプライバシー権の侵害や財産権の制限などの影響が及ぶと想定されますが、県民にはどのような影響があると考えているのか、知事の見解を伺います。

〔答弁〕県民への影響について

次に、区域指定に伴う県民への影響については、同法では「法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報保護に十分配慮」することや「注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のもの」とすることが規定されています。

また、令和4年9月に国が閣議決定した「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」では、「思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の補償する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する」とされているほか、「収集した個人情報は、内閣府が一元的かつ適正に管理する」とした上で、「個人情報の保護に関する法律を遵守し、必要な情報漏えい対策を講じるなど、厳格な管理を徹底する」とされています。

これら法等の趣旨を踏まえ、区域指定された地域住民の権利に不当な影響が及ばないよう、国において適切な運用がなされるべきと考えています。

【3】横須賀に配備されている米原子力空母の交代について

次に、横須賀に配備されている米原子力空母の交代について伺います。

米海軍横須賀基地に配備されている米原子力空母ロナルド・レーガンは、2024年の後半にリニューアルし近代化された原子力空母ジョージ・ワシントンと交代することが発表されました。

1) 原子力空母の事実上の配備恒久化に対する抗議と配備撤回について

海軍の空母が配備されたのは1973年。配備の時には概ね3年間ということだったものが、昨年で空母配備から50年を迎えました。2008年に原子力空母が初めて配備され、2015年には原子力空母の交代配備がされました。そのような中で、本年に再度の交代配備を行うことは、事実上原子力空母の配備が恒久化されることとなります。

知事は原子力空母の交代配備が事実上の配備の恒久化につながるとお考えでしょうか、見解を伺います。

【答弁】原子力空母の交代配備に伴う事実上の恒久化について

原子力空母の配備については、日米安全保障条約に基づき日米両国政府が判断したものです。県としては県民の安全な生活環境を確保する観点から、原子力空母の配備時に求めた安全航行確認体制等の確実な実施について、国に働きかけてまいります。

なお、国からは今回の空母交替が配備の恒久化になるとの説明は受けておらず、空母の交代のみをもって配備の恒久化につながるとは考えておりません。

そして、今回の配備は基地機能の強化につながります。

外交問題は国の専管事項と言われますが、県に決定権がなかったとしても抗議と配備の撤回を求めることはできるはずですが、県是である「基地の整理・縮小・返還」に基づいて、国と米軍に対して抗議と配備の撤回を求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

【答弁】国と米軍に対する抗議と配備の撤回要請について

県としては、神奈川県基地関係県市連絡協議会を通じて米軍基地の整理・縮小・早期返還を国に求めています。

また、現在策定中の新かながわグランドデザインに、横須賀基地も含めた県内基地の整理・縮小・返還を掲げる考えであり、引き続き県民の基地負担軽減に向けて取り組んでまいります。

なお、原子力空母の配備については、日米安全保障条約に基づき日米両国政府が判断したものです。県としては県民の安全な生活環境を確保する観点から、原子力空母の配備時に求めた安全航行確認体制等の確実な実施について、国に働きかけてまいります。

2) 原子力軍艦の防災対策について

次に、原子力軍艦の防災対策について伺います。

元日の能登半島地震では志賀原発において変電所が破壊され、外部電源を受けることができない系統があったことなどの被害が発生しています。また、今回は原子力災害に基づく住民の避難は行われませんでした。道路が寸断されたことにより実際は避難ができなかったと言われており、半島の地理的要因からも原子力発電所の問題点が明らかになっています。

横須賀市では、原子力空母が毎年、年末からゴールデンウィーク明けまでの約半年間、定期的メンテナンスのため停泊をします。まさに原発があるのと変わらないのに、万が一の事故への防災対策が非常に遅れている状況です。

原子力発電所の防災対策は、東日本大震災の原発事故の影響で不十分ながらも強化されました。PAZ（予防的防護措置を準備する区域）5km、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）30kmを設定したことや自治体が避難計画を策定することが義務付けられたこと、ヨウ素剤の

事前配布などができるようになったことなどです。

しかし、原子力軍艦の防災対策については、ほとんど変わっていません。

現在、米原子力空母が万が一の事故を起こした際には応急対応範囲が設定されており、半径1kmでは避難、3kmでは屋内退避となっています。しかし、近隣住民の具体的な避難計画がありません。これで原子力災害対策として十分と言えるのでしょうか。

少なくとも日本の原発と同程度の対策を求めるとは思いますが、知事の見解を伺います。

また、現在の原子力軍艦の災害対策では、原子力空母にどんな事故があっても半径1kmより外の住民等は避難は必要ないとなりますが、知事はそれで十分と思っているのでしょうか、見解を伺います。

〔答弁〕 原子力軍艦の防災対策について

原子力艦の原子力災害対策に関しては、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故を受け、国が平成27年に設置した作業部会において、有識者や関係省庁が原子力災害に係るマニュアル類や国際基準の検証、商業炉との比較、地元自治体の実情把握など、様々な観点から総合的に議論し、見解をまとめたことと承知しています。

その結果、災害時に避難や屋内退避を行う応急対応範囲は、従前どおり原子力空母の場合は半径3kmで囲まれる範囲とされました。この見解に対しては、国の責任において最新の知見と原子力艦固有の原子炉の特性を踏まえて示されたものと受けとめています。

原子力災害対策の基準等は、その特殊性と高い専門性から、国の責任のもとで統一的に定められており、県は、国の定める防災基本計画及び原子力災害マニュアル等に基づいて策定した地域防災計画（原子力災害対策）に沿って対策を講じてまいります。

〔4〕 PFAS（有機フッ素化合物）の問題について

次に、PFASの問題について何点か伺います。

昨年、横須賀市議会で米海軍横須賀基地に設置された粒状活性炭フィルターの稼働について日本共産党の市会議員からの質問を受け、横須賀市長が国に確認したところ、米軍は昨年10月21日から、地元や国に何の連絡もなく、粒状活性炭フィルターを停止していたことが明らかになりました。しかも、その間のPFASの測定結果を求めても、米軍は応じませんでした。

1) 米海軍横須賀基地への立ち入り調査と環境補足協定の改定について

これに対して横須賀市長は遺憾の意を表明するとともに、2月19日には防衛大臣と面会し、周辺海域の測定結果の公表と市の立ち入り調査を強く求めました。県としても、口頭で「稼働停止に至った経緯、現時点での排水の安全性確保を判断した根拠、稼働停止から情報提供まで時間を要した理由等の情報提供、横須賀基地でのPFASの流出原因の究明、地元市の意向に沿った適時適切な対応」などについて、国に要請をしたとのことでした。

私は、それだけでは不十分だと思います。

県として正式に文書で抗議の意を示し、測定結果の公開と原因究明のための立ち入り調査を求めるとは思いますが、知事の見解を伺います。

〔答弁〕 抗議の意を示すことと立ち入り調査を求めることについて

横須賀基地でのPFOS等流出の問題については、神奈川県基地関係県市連絡協議会としての文書要請も含め、国に対して繰り返し要請を行っております。

そのなかで、昨年12月には、粒状活性炭フィルター稼働停止の情報提供を受け、水質汚濁防止法を所管する横須賀市が、測定結果の提供、市による立ち入り調査の受け入れ等を国に求めており、県としても横須賀市の意向に沿った対応を国に対して口頭要請しております。

今後も横須賀市と連携して、必要な対応を行ってまいります。

また、この米軍の対応を見ると、結局環境補足協定を結んでも、データの公表も基地の立ち入り調査も米軍次第で、全く機能を果たさなくなることの表れだと思えます。

知事はこのような状況について、これでよいとお考えなのでしょうか。地位協定の改定とともに、環境補足協定についても地元自治体や国の意思がしっかりと反映できるような仕組みに変えることを国と米軍に求めるべきと思いますが、知事の見解を伺います。

【答弁】地位協定の改定と環境補足協定について

日米地位協定については、環境条項を新設し我が国の環境法令を在日米軍に適用すること等を、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通じ国に求めています。

また、環境補足協定については、円滑な立入調査や調査結果の早急な公表等が可能となるよう運用改善を図ることを、同協議会を通じ、国に求めています。

これらの事項の実現に向けて、引き続き国に働きかけてまいります。

2) PFASの規制に関して

次に、PFASの規制に関して伺います。

新聞報道によれば、相模原市内の道保川に生息する魚などに含まれるPFASの濃度調査の結果が、最も濃度の高い魚は全国平均の約340倍に相当し、欧州の指標では体重50kgの人が身の部分を1週間に8g以上摂取した場合に「健康リスクの恐れがある」とされる数値だった、とのこと。また、この他全国的にも県内でも、河川や地下水、魚や野菜などから高濃度のPFASが検出され、汚染の広がりや健康被害への県民の不安が広がっています。

このような中、国の食品安全委員会は2月6日に、PFOAとPFOSのヒトの1日の耐容摂取量（生涯摂取し続けても健康に影響が出ないとされる体重1kg当たりの摂取量）について、それぞれ20ngとする指標値を定めた評価書案を了承しました。この指標値は、欧州食品安全機関が2020年に定めた耐容摂取量の60倍以上の値になります。

世界保健機関（WHO）傘下の国際がん研究機関が昨年11月に公表した評価結果で、PFOAを「ヒトに対して発がん性がある」と分類しているにもかかわらず、今回の評価書案では「情報が不十分」などとして、指標値算出の際に発がん影響を考慮しませんでした。

国の食品安全委員会が出した評価書案に対して、欧州食品安全機関が示している耐容摂取量と同程度にするよう国に求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

また、河川や地下水の水質調査だけではなく、人体への影響について予防原則の観点に立って血中濃度の調査を行うように国に求めるとともに、県として率先して調査を行うべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【答弁】PFASの規制について

県では、多くの有機フッ素化合物の総称であるPFASの人体への影響については、国の責任のもとでこれを研究・検討し、対策を講じていくべきものと考えています。

このため、令和5年8月には国に対して、人体への影響等の新たな知見の収集に努め、速やかに情報提供するとともに、対応方針を示すよう要望しています。

こうした中で国の食品安全委員会が評価書案で示した指標値は、国際機関、各国政府機関が行った評価結果や科学的知見等をもとに設定したのですが、一方で評価書案の中では「将来的に、今回の検討時には不十分であったPFASの健康影響に関する科学的知見が集積してくれば、耐容一日摂取量を見直す根拠となる可能性はある」としています。

また、血中濃度の調査については、国の「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」等において、現時点では「個人の健康影響を評価するための血中濃度の基準を定めることが困難」とされています。

そのため、県ではこうした国の取組状況を注視するとともに、必要に応じて更なる検討を行うよう要望してまいります。

〔5〕県の地球温暖化対策計画について

次に、県の地球温暖化対策計画について伺います。

地球温暖化の影響で昨年は記録的な猛暑となり、真夏日以上の日数が過去最高となりました。また、この冬も暖冬となり、1月の平均気温が過去最高となっています。地球温暖化対策は待ったなしであり、県としても今までよりも力を入れていることは感じています。しかし、現在の取り組みでは2030年の目標を達成するにはまだまだ不十分です。

特に、石炭火力発電所の稼働中止と再生可能エネルギーを普及する取り組みは、極めて重要です。昨年12月に開催されたCOP28の合意文書では、化石燃料からの脱却が明確に述べられるとともに、2030年までに再エネ容量を世界全体で3倍にすること、石炭火力発電の段階的廃止に向けた取り組みを加速させる内容も盛り込まれました。もはや石炭火力をなくすことは先進国では当たり前になっているにもかかわらず、G7で唯一日本だけが石炭火力発電の廃止期限を明示していません。

神奈川では、昨年横須賀市で新たに石炭火力発電所の稼働が始まり、12月には2号機も前倒しで営業運転を始めました。この石炭火力発電所は最新のものを設置したと言いますが、それでも天然ガス火力発電の2倍のCO₂の排出であり、年間726万t、神奈川県でCO₂の総排出量の約1割に匹敵するCO₂を排出することになります。

今回、県の地球温暖化対策計画には、水素・アンモニアを活用したゼロエミッション火力の推進が謳われています。これは国のGX戦略に基づくもので、石炭とアンモニアを一緒に燃やすアンモニア混焼の推進に当たりますが、アンモニアを製造する段階で石炭などを活用するため、全体としてCO₂の削減とはなりません。横須賀の石炭火力発電所では将来的にアンモニア混焼を導入するとしていますが、アンモニアの割合は2割としているように、いくら石炭を燃やす量を減らしたとしてもCO₂の排出を抑えるのはごくわずかであり、CO₂削減に取り組んでいるとは到底言える状況ではありません。

アンモニア混焼を推進し、石炭火力発電所の存続にしがみつこうような計画は改めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

〔答弁〕県の地球温暖化対策計画について

県は、原子力発電に過度に依存しないこと及び再生可能エネルギーを最大限導入拡大していくことを目指しています。

しかしながら、火力発電については、再生可能エネルギーの更なる導入拡大に取り組む中で、当面は再生可能エネルギーの変動性を補う調整力としての役割を担っているため、エネルギーの安定供給と地球温暖化対策の両立という観点から、火力発電のゼロエミッション化の推進について、今年度中に改定する「神奈川県地球温暖化対策計画」に位置付ける方針としています。

〔6〕国際園芸博覧会について

次に、2027年に横浜で開催予定の国際園芸博覧会について伺います。

国際園芸博覧会は公益社団法人国際園芸博覧会協会が開催し、2027年3月から約6カ月間の開催が予定されています。会場建設費は約320億円で、経済界と国、地方自治体が3分の1ずつの負担となっており、神奈川県は地方自治体分のうち、約21億円の補助を予定しています。今回の2024年度予算案では、建設費として約2億7,100万円の補助が計上されています。また、運営費は360億円を見込んでおり、主に入場料収入などで賄うとしています。

1) 過大な開催規模の見直しと赤字の際の負担について

日本共産党としては国際園芸博覧会のそもそもの意義は大切なことと思っていますが、2027年の実施に向けた様々な検討と計画を見ると、開催規模が過大であり、国民・県民の負

担が予想以上に増えると危惧し、規模の見直しが必要と考えています。

現在の計画では会場建設費として 320 億円を見込んでいますが、近年の物価高騰による資材費の高騰や労務費の増などもあり、この予算内で収まるとは思えません。

また、運営費の 360 億円は、入場料のチケット収入・物販収入・企業の寄付で賄うとされており、チケットを購入しての入場者数を 1,000 万人と見込んでいます。しかし、この見込みはあまりにも過大であり、現実的に目標達成は難しいと思います。

これまでの花博の入場者数をみると、現在開催されているカタールでの花博の入場者数の目標は 300 万人。2000 年代に人ってから開かれた 7 回の花博のうち、1,000 万人に近かったのは 2019 年北京での 934 万人と、たった 1 回のみです。日本の人口の 10 倍の中国でもこの状況であり、横浜の 1,000 万人の想定がいかに多いかがわかります。

また、会場への交通の問題も重大です。報道されているように、新交通システムは事業者が撤退をして、園芸博までに開通することはありません。有料入場者数 1,000 万人を日割り計算しますと、1 日平均 5 万 5,000 人です。協会が示している輸送計画によると 33%の方が公共交通を利用するとしており、発着駅からのシャトルバスが想定されています。仮に、近くの相鉄線・三ツ境駅から 50 人乗りバスで計算すると、片道 1 日 360 台の稼働が必要になり、12 時間動いたとしても 1 時間で 30 台。2 分に 1 本の割合でバスが出発しなければならなくなります。その他に、50 人乗りの団体バスは 1 日 300 台。自家用車は 5 人乗車で 3,800 台が必要となります。この周辺の道路は混雑することも多く、実際にこの人数が会場に行くとすると周辺道路は大渋滞となり、大きな混乱を招くことは必至ではないでしょうか。

このような、過大な設定自体が問題です。

さらに、万が一赤字が出た際に誰が責任を取るのかという点も、あまりにも不透明です。昨年 12 月の横浜市議会での日本共産党議員の質問に、横浜市の山中市長は赤字にならないように取り組むとだけしか言わず、万が一の赤字についての言及をしませんでした。

2008 年に開催された Y150・横浜開港祭では、入場者数が約 716 万 6,000 人でしたが、そのうちチケットを買って入場した人が 123 万 9,000 人とあまりにも収入が少なく、大幅な赤字となりました。そして、その赤字補填をどうするかで横浜市議会で大きな問題となり、訴訟にも発展しました。最終的には約 34 億 8,000 万円の赤字を、協会が残りの資金で約 11 億 4,100 万円の負担、民間事業者の債権放棄が 10 億 3,100 万円。横浜市は赤字補填のための補助金を約 12 億 6,000 万円支出し、市民負担が大幅に増えました。

このような状況を見ても、万が一赤字となった時のことを全く考慮しない中で園芸博を行うことによって、国民、県民の負担が増えることに大きな懸念を持ちます。

園芸博の開催について、会場建設費が今後増大することや入場者数の見込みが過大になっていることによって県民負担が増えることが懸念されるため、大幅に計画を見直す必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

【答弁】 計画の見直しについて

会場建設費につきましては、コスト抑制を図りつつ適正な水準となるよう、開催主体である国際園芸博覧会協会において整備内容を検討していると承知しています。

また、有料来場者数につきましては、博覧会の期間や規模、圏域人口等が総合的に考慮された推計モデルにより算出されたものと承知しており、県として来場者数の計画を見直す必要はないと考えています。

また、このままでは運営費が赤字になる可能性が非常に高いと思われます。その時の負担のあり方についてはどのように検討されているのか、検討状況と検討内容、赤字の際の県民負担についてどのように考えているのか、知事の見解を伺います。

〔答弁〕赤字の場合の県民負担について

運営費が赤字にならないよう、国際園芸博覧会協会では多くの方々に来場いただくため機運醸成に取り組んでいます。県としても広く機運醸成を図るとともに、魅力・感動あふれる園芸博となるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

2) 園芸博に関する県の負担について

次に、園芸博に関する県の負担について伺います。

県は、園芸博の会場建設費の補助金支出の他に、県の出展に係る費用や機運醸成費があります。

2024年度予算案では建設費補助が約2億7,100万円、県の出展に関する検討として1,317万円、機運醸成費として1,992万円の予算が計上されています。今後数年にわたって園芸博関連の予算が予定されていますが、県として園芸博に掛かる費用の総額はどのように見込んでいるのか、その見込み額と費用の内訳について、知事の見解を伺います。

〔答弁〕県の費用総額の見込みについて

会場建設費の補助につきましては総額約21億円と見込んでいますが、県の出展費及び機運醸成費につきましては、今後出展に向けた基本構想・計画の策定などを進める中で精査してまいります。

3) 国際園芸博覧会協会の問題について

園芸博の問題では、最後に協会の問題について伺います。

園芸博を開催する国際園芸博覧会協会は、経団連をはじめとした経済団体とともに、国、神奈川県、横浜市などが参加しています。この協会は、公益社団法人ではありますが、出資者がいません。現在は経済界や民間からの寄付と国や横浜市の補助金、そして銀行からの融資で運営をしている状況です。私は、実施主体である園芸博協会の透明性の確保は重要な課題だと思えます。

これだけ多くの補助金による国民・県民の負担があるにもかかわらず、園芸博協会の議事録や詳細な資料は情報公開の対象になっていません。

近年でいえば、東京オリンピックでは汚職の問題などで多くの関係者が起訴されている状況があり、契約を含め、意思決定から事務手続きに至る事業実施については透明性が求められます。

少なくとも協会の資料や議事録を情報公開の対象にするなどの透明性を図ることが必要と思えますが、知事の見解を伺います。

〔答弁〕国際園芸博覧会協会の透明性の確保について

国際園芸博覧会協会は、積極的に情報を公表していく方針と承知しています。県は、こうした御意見をいただいたことを協会に伝えてまいります。

〔7〕障がい児のインクルーシブ教育の推進について

次に、障がい児のインクルーシブ教育の推進について伺います。

現在県は、県立高校においてインクルーシブ教育の推進を図っています。しかし、本来障がいのある児童生徒にとっては、療育的な観点からも早い段階からのインクルーシブ教育が必要であり、保育園や幼稚園、小学校や中学校でのインクルーシブ教育の推進が大変重要ではないでしょうか。

小学校などでインクルーシブ教育を推進するためには、少人数学級の推進をはじめ、教員の配置や学校のカリキュラムなどを根本的に見直すなど、今の教育環境や体制を変えること

が必要だと思えます。

このことは、2022年の国連障害者権利委員会の勧告で、分離教育を終わらせることを目的として、障害のある児童がインクルーシブ教育を受ける権利があることを認識すること、通常の学級の質を高めてインクルーシブ教育を行うこと、通常教育の教員などに研修を行うことなど、6項目にわたり日本に勧告がされています。

このような中、現状の制度の中でも支援級などをインクルーシブ教育に近い形で進めている自治体もあります。

先日、葉山町で支援級の取り組みについて話を聞かせてもらいました。葉山町では約30年前から障がい児教育に関連した支援員を多く配置し、支援級と通常級の児童と一緒に学習する「交流級」での授業を積極的に行っているとのことでした。

現在では交流級での授業と個別的に取り組む授業など支援級の児童一人一人の日程を1週間ごとに作成し、支援級の担当教員が前日に調整をしているとのことでした。

話を聞いていろいろな点で参考になりました。ここでは、県が早急に取り組むべき課題のみ取り上げますが、それは教員の配置の拡充と支援員の配置を県が支援することです。

葉山小学校には、県が実施しているインクルーシブ教育校内支援体制整備事業として非常勤の教員が配置されていますが、この教員配置は非常に重要とのことでした。この事業は政令市を除く30市町村で各1校のみの配置となっているため、早急に全校配置を目指すことが必要です。

さらに、支援級の活動を支える支援員の配置については、葉山小学校では5クラス29人の支援級の児童に対して、教員6人、支援員8人を配置するなど手厚くなっています。しかし、支援員の費用は一部交付税措置がされているものの、その多くは葉山町が支出しているとのことでした。支援員の配置については市町村の裁量となっているため、支援員の配置を全県で見ると、葉山小学校のように手厚く配置している自治体もあれば1校に一人だけという自治体もあるなど、大きなばらつきがあります。

このようなばらつきを改善するためには、県として支援員の配置などについて支援のための基準をつくり、財政支援を行うことが必要だと思えます。

小学校や中学校でのインクルーシブ教育を推進することについて、教育長はどのようにお考えか、見解を伺います。

また、現在、県が1自治体に1校のみ非常勤教員を配置しているインクルーシブ教育校内支援体制整備事業をすべての小・中学校に広げることが必要と思えますが、教育長の見解を伺います。

さらに、現在市町村任せになっている支援員の配置を手厚くするために、県として支援員の配置などについて支援の基準を定めるとともに、県として財政支援を行う必要があると思えますが、教育長の見解を伺います。

【答弁】障がい児のインクルーシブ教育の推進について

県教育委員会では共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを目指し、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。

その推進に当たっては、小学校入学段階から当たり前に共に学び、共に育つ経験を重ねることが重要と考えており、令和6年度から指定する「フルインクルーシブ教育推進市町村」とともに、小・中学校におけるインクルーシブ教育の実践に向けて、研究・企画してまいります。

また、現在30市町村30校において実施している教育相談コーディネーターの授業を代替する非常勤講師の配置を、県単独の事業としてすべての小・中学校に措置することは、県の限られた財源の中ではなかなか難しいと考えています。

県教育委員会としては、特別支援教育コーディネーターに係る教職員定数の改善について、引き続き国に要望してまいります。

さらに、市町村立小・中学校で障がいのある子どもに学習上のサポート等を行うため、「特別支援教育支援員」をはじめとする支援員を市町村が各学校の実情を踏まえて配置していることから、県として、その配置についての基準を定めることは考えていません。

なお、国は「特別支援教育支援員」を配置するための必要な経費について地方財政措置を講じていることから、県教育委員会ではその更なる充実に向け、引き続き国に要望してまいります。